

青森県報

第二千五百十三号

平成十七年
八月八日
(月曜日)

目次

公 告

- 建設業者の許可の取消し……………(青森県土整備事務所) ……一
- 右 同……………(弘前県土整備事務所) ……一
- 右 同……………(十和田県土整備事務所) ……一

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年八月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社福土建設
- 二 代表者の氏名 福土 直治
- 三 主たる営業所の所在地 東津軽郡今別町大字今別字中沢一六三の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一五)第一三二四八号
- 五 取消年月日 平成十七年七月二十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
電気工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年八月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社金谷建設
- 二 代表者の氏名 金谷 ミチエ
- 三 主たる営業所の所在地 黒石市大字浅瀬石字扇田三五一の三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一二)第一二四二三号
- 五 取消年月日 平成十七年七月二十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十七年七月十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年八月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 桜井ホーム
- 二 氏名 桜井 光広
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡七戸町字上屋田五一の一〇

- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一四)第五〇〇〇九二号
- 五 取消年月日 平成十七年七月二十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十七年五月一日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭